

議案第 4 7 号

天理市心身障害者医療費助成条例の一部改正について

天理市心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 6 月10日提出

天理市長 南 佳 策

天理市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「 A 」を「 A 1 若しくは A 2 」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成22年 6 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当して交付された改正前の条例第 4 条第 1 項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、改正後の条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当して交付された改正後の条例第 4 条第 1 項に規定する証明書とみなす。
- 3 平成22年 6 月 1 日前に奈良県から交付された療育手帳の程度が A の者は、改正後の条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する療育手帳の程度が A 1 又は A 2 の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。